

第4次伊賀市障がい者福祉計画 令和3年度事業計画シート

- この計画は、R3～R8年度までの6年間です。

目標 I 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考
									R3	~R5	~R8	
1 情報提供と相談支援の充実	実(1) 障がい者福祉に関する情報提供の充実	23	①総合的できめ細かな情報提供の充実	障がい福祉課	障がい福祉に関する最新の情報を市広報、ホームページ、行政情報番組を通じて提供する。音声・点字版の発行及び周知。新しい情報提供ツールの導入を検討する。	現状維持	「伊賀市障がい者福祉ガイドブック」を作成し、窓口で説明配布するとともに、市ホームページに掲載します。広報紙の音声・点字版を発行し、広報紙を活用して周知します。広報紙・ホームページ・行政情報番組を利用して最新の障がい者福祉の情報を提供します。フェイスブックを活用し、イベント情報を発信します。	回数	12	36	72	
		23	①総合的できめ細かな情報提供の充実	障がい福祉課	必要な情報が的確に届くよう、市職員全体の意識・知識の向上を図る。職場や地域において様々な情報を提供する役割を担えるよう、スキルアップを行います。	現状維持	市職員が障がいに関する知識を深め、自らが情報発信できることを目標にしたスキルアップ研修会を開催します。	延参加者数	100	330	750	
		23	①総合的できめ細かな情報提供の充実	広聴広報課	ウェブアクセシビリティに配慮したホームページや、ユニバーサルデザインに基づいた広報紙により、高齢者や障がいのある人へもさまざまな情報をわかりやすく伝えます。	現状維持	ウェブアクセシビリティに配慮したホームページや、ユニバーサルデザインに配慮した文字を使った広報紙により、高齢者や障がいのある人へもさまざまな情報をわかりやすく伝えます。	ホームページのアクセス数	420万件	[420万件]	[420万件]	
		23	②情報を活用する意識づくりの推進	障がい福祉課	障がいのある人だけでなく、支援者や市民が地域の身近な場所で情報収集できる環境づくりに努め、情報を活用する意識づくりに取り組む。	現状維持	障がい者団体や保護者会の総会・研修会等で障害福祉サービス等について説明を行うとともに、積極的に情報収集を行う意識の醸成に取り組みます。	回数	10	33	75	
	(2) 包括的な相談支援のしくみづくり	24	①包括的な相談支援体制の充実	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターで障がいのある人及びその家族からの相談に対応し、障がいのある人本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援を行う。(一般相談)	現状維持	障がい者相談支援センターに、6人の相談支援専門員を配置し、障がいのある人及びその家族からの相談に対応するとともに、障害福祉サービスの利用等について関係機関との調整を図ります。	相談件数	9,000	27,000	54,000	
		24	①包括的な相談支援体制の充実	地域包括支援センター	障がい者相談支援センターで虐待事例や処遇困難事例に対応する。相談支援に関するスーパーバイズ、多機関のネットワークの構築、個別支援から派生する新たな社会資源や仕組みの創出を行う。(基幹相談)	現状維持	障がい者相談支援センターに専門の相談支援専門員を配置し、基幹相談支援機能を担っています。虐待事例や処遇困難事例に対応するほか、総合的・専門的な相談支援や地域移行・地域定着等を進め、地域の相談支援体制を強化します。	総合的・専門的な相談支援件数	3,000	9,000	18,000	
		24	①包括的な相談支援体制の充実	地域包括支援センター	相談支援室では福祉の一次相談窓口として、相談者の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応あるいは適切な支援機関につなぐ役割を果たします。	現状維持	福祉の一次相談窓口として、地域包括支援センター(本庁・南部サテライト・東部サテライトの3ヶ所)に三職種(社会福祉士・主任介護支援専門員・保健師)を配置し、それぞれの専門性を活かして相談を受け、関係機関につなぐ等の支援をします。	相談により関係機関につなげた件数	200	600	1,200	
		24	①包括的な相談支援体制の充実	生活支援課	ニーズや課題が多様で複雑、あるいは明らかではない人やその世帯について、かかわりを長く継続する相談支援を通じて、生きていこうとする力を高め(エンパワメント)、地域社会とのつながりの回復を図ります。	拡大	本人の意向を尊重した支援プランを作成し、プランに基づき関係機関と連携した支援を行います。	件数	65	200	420	新規
		24	②ケアマネジメントの充実	障がい福祉課	障がいのある人自らの決定に基づいて社会のあらゆる活動に参加し、自己実現ができるようなケアマネジメントを行うため、分野を超えた相談に対応できるよう関係機関と連絡調整等を行う。	現状維持	一人ひとりのニーズに応じた相談支援を行うため、障がい者地域自立支援協議会や伊賀圏域連絡協議会において事例検討や研修を開催し、市内の特定相談支援事業所のスキルアップを図ります。	回数	5	15	30	
		24	③身近な地域での相談推進	障がい福祉課	障害者相談員や民生委員等の障がいのある人の身近な地域で、気軽に相談できる関係づくりや支援体制の推進を図る。	現状維持	当事者及びその家族の中から、障がいの分野に応じた相談員を委嘱し、それぞれの地域で障がいのある人やその家族からの相談に対応します。	相談員数	9	[10]	[11]	
	(3) 権利擁護に関	26	①権利擁護に関する相談支援体制の充実	地域包括支援センター	相談支援を通して、障がい者の権利が擁護されているか確認し、権利侵害があれば解消のための支援を行います。	現状維持	障がい者に対する虐待を発見した時は、保護等の措置を行います。また権利擁護支援が必要な人については、伊賀市社会福祉協議会と連携し日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度利用の支援を行います。	相談件数	550	1,650	3,300	
		26	②日常生活自立支援事業の充実	介護高齢福祉課	知的障がい・精神障がい・認知症などにより判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられるよう、事業内容や相談窓口の普及啓発を行います。	現状維持	伊賀市社会福祉協議会が主体で実施している日常生活自立支援事業を安定して利用できるよう、低所得者の利用者に対して利用料の一部を助成します。	低所得者の利用回数(延)	2,300	[2,300]	[2,300]	事業実施課変更

目標 I 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考	
									R3	~R5	~R8		
2 生活を支援するサービスの推進	する支援	26	③成年後見制度の充実	介護高齢福祉課	地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、伊賀地域福祉後見サポートセンターを中心に、地域の権利擁護支援、成年後見制度の利用促進に向け取り組みます。	拡大	伊賀地域福祉後見サポートセンターを中心に講演会や出前講座等を通じて、成年後見制度の周知・啓発を図ります。	相談件数(延)	150	[200]	[200]	事業実施課変更	
		26	④虐待の早期発見と支援体制の整備	地域包括支援センター	虐待を発見した時には、速やかに通報ができるように、支援者を対象とした虐待防止研修会を定期的に開催する。虐待の通報を受けたら速やかに事実の確認、虐待検討委員会を開催し、支援方針の決定を行います。	現状維持	関係機関の連携を強化し、虐待を早期発見するため、担当者会議を定期的に開催します。また、施設や事業所での虐待の予防を図るとともに、虐待事案の発生時には虐待検討委員会の支援方針に基づき速やかな支援を行います。	会議回数	5	15	30		
	質(1)福祉サービス等の充実・	質(1)福祉サービス等の充実・	27	①障害福祉サービス等の充実	障がい福祉課	多様なニーズに応じた障害福祉サービス等の提供とその質を確保するため、サービス事業者の意識や技術を高める研修やガイドライン整備を図る。	拡大	事業所間のネットワークを強化し、サービス事業者の意識や技術を高める研修やガイドラインの整備を図り、質の高いサービスの提供ができる環境を整えます。	回数	16	48	96	
			27	①障害福祉サービス等の充実	障がい福祉課	聴覚障がい者及び音声言語機能障がい者の家庭生活および社会参加の増進を図るための支援を行う。また、支援を行う者の質を保持するための取り組みを行う。	現状維持	聴覚障がい者等の福祉及び社会参加の推進を図るため、手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行います。また、支援者の質を保持するための研修会等の周知を図ります。	回数	420	[430]	[440]	
			28	②地域生活への移行に向けた支援	障がい福祉課	地域生活に必要な社会資源の充実を図るとともに安心して地域で生活するための情報提供を行い、緊急時の支援体制を整える。	現状維持	施設入所者が地域生活を行うために必要なサービスの整備を図りながら、国の指針に基づき、地域生活への移行を促進します。	地域移行者数	1	5	10	指標変更
			28	③地域住民や民間団体等の支援活動との連携	障がい福祉課	障がいのある人と支援者、地域住民の三者が地域生活課題を共有・解決に向けてともに活動に取り組んでいくという意識づくり。	現状維持	障がいのある人に対し、避難行動要支援者台帳などへの登録を促進し、地域との関わりを強めることにより地域生活課題などの共有や解決に努めます。	回数	13	39	78	指標変更
	援(2)家族介護者等への支	援(2)家族介護者等への支	28	①障害福祉サービス等の利用促進	地域包括支援センター	障害のある人の望む暮らしを実現するために、課題を明らかにし、必要な障がい福祉サービス等のコーディネートを行う。	現状維持	障がい者相談支援センターにおいて障害福祉サービス等の利用についての相談及び障害福祉サービス事業者や特定相談支援事業所との利用調整を行い、家族介護者の負担の軽減を図ります。	サービス利用相談件数	4,000	12,000	24,000	
			28	②介護者の交流や学習活動等への支援	障がい福祉課	障がい特性が多様化しているため、介護者の求めるものも複雑になっている。様々な情報を多くの介護者に提供し、交流や学習活動等への支援を行う。	現状維持	障がい者団体の活動に対して助成し、障がいのある人を介護している家族介護者の交流会や学習会の開催のための支援を行います。	回数	2	6	12	
			28	②介護者の交流や学習活動等への支援	介護高齢福祉課	家族介護教室等を実施し、家族介護者への支援の充実を図ります。	現状維持	伊賀市社会福祉協議会や社会福祉法人に委託し、認知症・介護予防事業の一つとして、介護者のための知識や介助法等の情報交換の場になるようなメニューを実施し、参加者の増加を図ります。	参加者数(延)	30	[30]	[30]	
	(3)住まいの確保	(3)住まいの確保	30	①居住系サービスの充実	障がい福祉課	地域移行を推進していくうえで重要な資源となるグループホームの確保。施設整備に向けての地域住民の理解啓発を推進する。	現状維持	地域で自立した生活の拠点を確保できるよう、サービス事業所と連携し、グループホーム等の施設の充実に努めます。	実人数/月	120	[130]	[145]	
			30	②地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	障がい福祉課	障がいのある人が入居できる住まい探しを円滑に行うため、不動産事業者や社会福祉協議会とともに関係機関等への啓発に取り組む。	現状維持	伊賀圏障がい福祉連絡協議会くらし部会において、住まい探しを円滑に行うため、不動産事業者や社会福祉協議会とともに関係機関等への啓発に取り組みます。	回数	2	6	12	指標変更
			30	②地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	住宅課	自立して生活できる住宅を確保していくために、不動産事業者や地域住民の理解を得るよう啓発を行うとともに、公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援を推進します。	現状維持	障がいのある人をはじめとする住宅確保要配慮者の自立生活に向けた住宅確保の支援を行うため、不動産関係団体、社協、NPOと協力して、三重県居住支援連絡会で協議をしていきます。また、住宅相談会を実施して福祉部局との連携を図ります。	回数	3	9	18	
			30	②地域での自立生活に向けた住宅確保の推進	生活支援課	居住支援法人である伊賀市社会福祉協議会と連携し、各相談支援機関等で住宅確保要配慮者が入居可能な物件の情報共有をすすめます。	拡大	居住支援法人である伊賀市社会福祉協議会と連携し、住宅確保要配慮者が入居可能な物件の情報共有のための関係機関による連絡会を開催します。	回数	1	4	10	新規
	(4)経	(4)経	30	①年金、手当等の充実	保険年金課	経済的に自立した生活に資するよう、関係機関と連携し、年金制度の周知を図る。	現状維持	日本年金機構と協力・連携し、障害年金に関する諸届について、届出に係る内容説明等の支援をします。また、市広報及び行政情報番組で、制度についての周知を行います。	回数	2	[2]	[2]	

目標 I 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考
									R3	~R5	~R8	
経済的な自立に向けた支援		30	①年金、手当等の充実	障がい福祉課	重度の障がい者・児への手当等について、制度の見直しを行いよりニーズに合った内容にし、多くの人への支援となるよう努める。	縮小	重度障がい者・児の在宅生活を支援するため、移動及び介護用品助成制度を拡大します。	実績額 (千円)	17,755	53,265	106,530	指標変更
		30	②医療費等の自己負担軽減のための制度の充実	保険年金課	安心して医療を受けられるよう、医療費を助成することにより負担軽減を図る。	現状維持	障がいのある人に継続して助成を行い、負担軽減を図ります。また、県事業の対象者拡大や、制度の充実を要望していきます。	なし				
		30	③金銭管理に関する支援の推進	地域包括支援センター	生活の基盤となる金銭管理についてアセスメントを行い、障がいのある人が安定した安全な生活が送れるように支援する。必要があれば、成年後見制度や日常生活自立支援事業等のサービスにつなげる。	現状維持	障がい者相談支援センターにおいて、金銭管理に関する相談に対応し、生活の安定を支援します。必要な人には、成年後見制度や日常生活自立支援事業、自立相談支援事業における家計相談支援事業の利用を勧めます。	金銭管理に関する相談件数	1,100	3,300	6,600	
(5) 福祉人材の確保・育成		31	①福祉人材確保・育成のための支援	障がい福祉課	福祉人材の定着や離職防止を図るため、介護職員等の抱える業務上の悩みなどに対するアドバイザーや相談窓口の紹介等を積極的に行う。また、福祉学科等を有する高校等との連携を強化する。	拡大	関係機関の実施する相談窓口などの周知を積極的に行い、人材の定着や離職防止を図ります。人材確保のため、福祉学科等を有する高校等との連携を強化します。	回数	3	[4]	[5]	新規
		31	①福祉人材確保・育成のための支援	障がい福祉課	養给力の強化、県内就業への誘導、再就職等の促進を推進する。また、コミュニケーションを支援する人材の養成に努める。	拡大	県内就業への誘導、再就職等の促進を推進するため、伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において公共職業安定所と連携を図ります。	回数	5	15	30	新規
		31	①福祉人材確保・育成のための支援	障がい福祉課	福祉人材確保・育成のため、県やさまざまな機関が実施する資格取得等のための講習や研修などの情報を広く収集し周知します。また、潜在有資格者の掘り起こし等にも努めます。	拡大	県やさまざまな機関が実施する資格取得等のための講習や研修などの情報を収集し、周知します。伊賀圏域障がい福祉連絡協議会各支部が主体となって障がい福祉に関する業務を広く紹介することにより、潜在有資格者の掘り起こしに努めます。	回数	4	[5]	[6]	新規
3 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	(1) 健康づくりへの支援	32	①主体的な健康づくりの推進	健康推進課	地域、企業などでの健康づくりをテーマとした出前講座の開催や、行政チャンネルを利用した健康づくり情報を提供し、日常生活の中で自分自身や家族の健康管理につながるよう支援する。	現状維持	健康づくりや介護予防をテーマとした出前講座を各地域の老人クラブや各種団体において開催。また、今年度は行政チャンネルを利用し、自宅でできる健康づくり「いが忍にんプロジェクト」を実施します。これらの機会を通して、日常生活の中で自分自身や家族の健康管理につながるよう支援します。	回数	140	420	840	
		32	①主体的な健康づくりの推進	健康推進課	新型コロナウイルス感染拡大を防止するための「新しい生活様式」の実践や感染予防対策を取りながら健康づくりについて広く周知します。	拡大	ホームページ等を通じて新型コロナウイルス感染症に関する新たな情報を提供します。各地域に向けて、感染予防対策をとりながら、健康づくり情報を発信します。	回数	100	300	600	新規
		32	②保健サービスの利用促進	健康推進課	広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等を通じて広く健康に関する情報発信や保健事業の紹介や案内をする。	現状維持	広報紙、ケーブルテレビ、ホームページ等を通じて広く健康に関する情報発信や保健事業の紹介や案内をします。	回数	200	600	1,200	
		32	③こころの健康づくりへの支援	健康推進課	伊賀市自殺対策行動計画に基づき、こころの健康づくりや、こころの病気についての理解や知識の普及を進める。	現状維持	伊賀市自殺対策行動計画に基づき、こころの健康づくりや、こころの病気についての理解や知識の普及を進めます。 ・こころの健康についての研修、啓発事業への参加人数	人数	550	1,650	3,300	
体制の強化 (2) 保健・医療・福祉分野の連携		34	①保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	地域包括支援センター	障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が円滑に進むように、ケアマネジャーを対象とした研修及び指導を行う。	現状維持	保健・医療・福祉分野がスムーズに連携するためには、それらのサービスを橋渡しする介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割が重要です。様々な障がいを理解し適切な支援機関へつなげられるよう、事例検討会等を開催し、介護支援専門員の資質の向上を図ります。	回数	7	21	42	
		34	①保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	医療福祉政策課	医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、訪問療法士、ケアマネジャー、社会福祉法人等の多職種で構成する「保健・医療・福祉分野の連携検討会」において、引き続き、医療や福祉ニーズのある人が在宅で暮らし続けるための検討や取り組みをすすめます。現在取り組んでいる「お薬手帳を活用した在宅患者の薬の管理のしくみづくり」を軸に、専門職間の連携強化と、患者さんやその家族もネットワークの一員となった全世代型地域包括ケアシステムの構築をすすめます。	現状維持	引き続き、「保健・医療・福祉分野の連携検討会」を開催します。また、平成28年度から取り組んでいる「在宅患者の薬の管理のしくみづくり」を軸に新たな取り組みの検討を行います。	開催状況	1	[1]	[1]	

目標Ⅰ 一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考
									R3	～R5	～R8	
策た(3)地域包精神障がしいシステムも対応の構築	35	①精神障がいにも対応したシステムの構築	障がい福祉課	精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをするために、医療機関による退院支援や地域の福祉関係者による地域生活支援の両面が必要であることから、保健・医療福祉関係者によるシステムの構築を推進する。	拡大	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、課題を抽出・整理し、精神障がいにも対応した仕組み作りを推進します。	回数	2	6	12	新規	
		②地域での住まい確保の支援	障がい福祉課	不動産事業者に対し、保証人問題や緊急時の連絡体制について丁寧に対応し協力できる関係を構築し、住まいの確保に努める。	拡大	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、不動産業者に対する対応について協議を行い、関係機関と連携し住まいの確保へ繋がります。	回数	2	6	12	新規	
		③ピアサポート体制の推進	障がい福祉課	同じ障がいのある人の相談相手となったり、仲間として社会参加や問題解決を支援するピアサポーターへの支援体制を病院と障害福祉サービス事業所等が連携し推進する。	拡大	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会くらし部会において、病院及び障害福祉サービス事業所等と連携し、ピアサポーターへの支援体制を推進します。	回数	2	6	12	新規	

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考
									R3	～R5	～R8	
1 生涯を通じて生活支援システムの充実	(1) 発達支援体制の充実・推進	36	①発達支援システムの推進	健康推進課	全ての乳幼児が健康診査を受診できるように勧奨し、障がいの早期発見に努める。また、各種相談や医療・療育につなげられるよう医師会など関係機関と連絡・連携を強化し切れ目ないサービスの提供を行う。	現状維持	全ての乳幼児が健康診査を受診できるように勧奨し、障がいの早期発見に努めます。また、各種相談や医療・療育につなげられるよう医師会など関係機関と連絡・連携を強化し切れ目ないサービスの提供を実施します。 ・各種乳幼児健診	3歳児健康診査の受診率	98	[98]	[98]	
		36	①発達支援システムの推進	こども未来課	母子保健、保育、教育、福祉、医療等の関係機関との連携を強化し個々の発達特性や発達段階に応じた支援ができるよう取り組みます。	現状維持	社会性発達や軽度発達の問題を明らかに、こどもの発達特性を正しく理解し、適切な環境設定や就学につなげていくため5歳児発達相談を実施します。	5歳児発達相談参加率	98	[98]	[98]	指標変更
		36	①発達支援システムの推進	学校教育課	一人ひとりのニーズに応じた途切れのない支援を行うため、こども発達支援センターや児童発達支援センター等の関係機関と連携し、教育相談、発達検査等の巡回相談に取り組む。	現状維持	一人ひとりのニーズに応じた途切れのない支援を行うため、こども発達支援センター等の関係機関と連携し、教育相談、発達検査等の巡回相談を実施します。	回数	160	480	960	
		36	①発達支援システムの推進	障がい福祉課	障がいのある子どもができる限り、自宅や住み慣れた地域で生活し、障害児通所支援事業や訪問支援を受けられるよう関係機関と連携し充実を図ります。	現状維持	障がいのある児童等支援のため、保健・福祉・保育・教育の各担当者が情報を共有し当事者の現状を把握するため、関係機関の協議の場を設置します。	参加事業所数	15	[15]	[15]	
		37	②発達障がい児等に対する支援	健康推進課	乳幼児期の健診など母子保健事業を通じて、発達障がい児を早期発見し、経過観察や育児支援を行う。また専門機関との連携により早期に療育につなげられるよう支援する。	現状維持	乳幼児期の健診など母子保健事業を通じて、発達障がい児を早期発見し、経過観察や育児支援を行う場を提供します。また専門機関との連携により早期に療育につなげられるよう支援を行います。 ・2歳児相談	2歳相談受診率	95	[95]	[95]	指標変更
		37	②発達障がい児等に対する支援	こども未来課	児童発達支援センターと連携し、保育所(園)・幼稚園、学校等で個々の特性に合った支援が受けられるよう、個別の支援計画作成に反映できる専門的、具体的なアドバイスを行えるよう取り組みます。	現状維持	学校や保育所(園)からの依頼を受けて、課題のあるこどもの支援方法について具体的アドバイスするため巡回訪問を実施します。	巡回訪問延人数	130	[140]	[140]	指標変更
		37	②発達障がい児等に対する支援	学校教育課	特別支援学級籍の児童生徒だけでなく、通常学級における支援の必要な児童生徒についても、「さぼーとファイル」等を利用しながら、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」を作成し、活用することで、個々のニーズに合った切れ目のない適切な支援に取り組む。	現状維持	支援の必要な児童生徒について「さぼーとファイル」等利用しながら「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、個々のニーズにあった適切な切れ目のない支援を行うために活用します。	箇所数	29	[29]	[29]	
	37	③地域の学校との連携強化	障がい福祉課	障がいのある子どもがその能力や可能性を最大限に広げられよう地域の学校と支援者等との連携を強化します。	現状維持	障がいのある児童等支援のため、保健・福祉・保育・教育の各担当者が情報を共有し当事者の現状を把握するため、関係機関の協議の場を設置します。	参加事業所数	15	[15]	[15]		
	38	①自立した地域生活のための支援	地域包括支援センター	生活相談や就労相談を通して、自立した地域生活を送るための支援を行う。	現状維持	障がい者相談支援センターに相談支援専門員を配置し、障がいのある人の生活相談や就労相談を行います。	相談件数	9,000	27,000	54,000		
	2 高齢になった障がいの支援	(3) 高齢になった障がいの支援	39	①高齢になった障がいのある人への支援	障がい福祉課	高齢期の障がいのある人がそれぞれに応じたサービスを円滑に利用できるよう共生型サービス事業所の設置促進をするとともに、利用サービス計画を作成する介護支援専門員と障害福祉サービスの相談支援専門員との連携を強化し、障がいと介護の垣根を超えたトータルサポート体制づくりに取り組みます。	現状維持	高齢期の障がいのある人がそれぞれに応じたサービスを利用できるよう、障がい者地域自立支援協議会相談部会や障がい者相談支援センターが主体となって協議を行い、障がいと介護の垣根を超えたトータルサポート体制づくりに取り組みます。	回数	5	15	30
39			①高齢になった障がいのある人への支援	介護高齢福祉課	65歳以上となる障がい者について、必要に応じて介護サービスや高齢者サービスへ円滑に移行するため、市民や関係者へ制度の啓発を行います。	現状維持	介護・高齢者サービスの施策をHP等で随時周知します。また、障がい福祉課との連携を密にし、円滑な移行に努めます。	回数	1	3	6	

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考
									R3	～R5	～R8	
ある人への 点の充実 (4) 地域生活支援拠		39	②医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムづくり	医療福祉政策課	支援を行う専門機関の連携によるネットワークを強化し、地域における自助と互助の取り組みと併せ、全世代型の地域包括ケアシステムをベースに地域共生社会の実現につなげていきます。	現状維持	分野ごとに行っていた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業について事業を進めるため、「健康福祉関係計画調整会議」を開催します。	開催状況	1	3	5	
		39	①緊急時の受入れ体制の充実	障がい福祉課	緊急時の受け入れに対して不安を抱える当事者や介護者等が多いため、地域の障害福祉サービス事業所と連携を図り、体制を充実させる。	拡大	緊急時の受け入れ先として、地域の障害福祉サービス事業所と連携を図り、体制を充実させます。	登録事業所数	15	18	23	新規
		39	①緊急時の受入れ体制の充実	地域包括支援センター	緊急対応等の必要のある場合は、基幹相談支援センターが中心となりコーディネートを行う。	拡大	緊急対応の必要がある場合は、基幹相談支援センターが関係機関と連携を図り、短期入所等のサービスを調整するなどの支援を行います。	対応件数	3	15	30	新規
		39	②地域で暮らすための体験等の場づくり	障がい福祉課	地域移行等の前に、体験の場を利用することでスムーズに移行ができるよう支援体制を整える。	拡大	地域へ移行するための相談体制を整え、障害福祉サービスの体験利用を促進します。	人数	1	5	10	新規
2 早期療育と保育の充実	(1) 障がい児の早期療育の充実	40	①母子保健・発達相談体制の充実	健康推進課	妊娠届けの機会や乳幼児相談、こんにちは赤ちゃん訪問など各種母子保健事業の機会を通じて、乳幼児健診の受診を促し、障がいのある子どもの早期発見・専門機関への紹介などの支援をする。	現状維持	妊娠届けの機会や乳幼児相談、こんにちは赤ちゃん訪問など各種母子保健事業の機会を通じて、乳幼児健診の受診を促し、障がいのある子どもの早期発見・専門機関への紹介などの支援につなげられるように努めます。 ・1歳6か月児健診	1歳6ヶ月児健康診査の受診率	98	[98]	[98]	
		40	①母子保健・発達相談体制の充実	保育幼稚園課	全ての保育所(園)において、こども発達支援センターや児童発達支援センターとの連携を密にし、障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、各機関と連携しながら保護者が安心して相談できる機会、時間などの体制づくりに努めます。また、子育て世代包括支援センターとも子どもや保護者、家庭状況の情報を共有した中で相談ができるようにしていきます。	現状維持	4歳児を対象とした5歳児相談や3歳児クラス巡回相談を通して、発達に支援が必要な子を早期に発見し、子ども発達支援センターや児童発達支援センター等各機関との連携を密にし発達相談体制を充実させます。	箇所数	28	[28]	[28]	
		40	①母子保健・発達相談体制の充実	学校教育課	障がいのある子どもや、発達に支援が必要な子どもを早期に適切な支援につなげるため、障がいや発達について気軽に相談できるよう就学相談に取り組む。	現状維持	障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもを早期に適切な支援につなげるため、障がいや発達について気軽に相談できるよう就学相談を実施します。	回数	5	[5]	[5]	
		40	①母子保健・発達相談体制の充実	こども未来課	療育が必要な子どもを早期に適切な支援につなげられるよう、保護者からの相談に応じ必要な情報提供を行うとともに、母子保健、保育、教育、児童発達支援センター等の関係機関と情報共有を行い連携を図ります。	現状維持	児童発達支援センターや専門医から定期的に専門的視点から助言を受けたり受診につながるよう、支援ケース検討会を定期的に行います。	支援検討会議10回 専門医とのケース検討会10回	20	[21]	[22]	
		40	②発達に関する保護者等の理解の推進	健康推進課	こんにちは赤ちゃん訪問を実施し、早期から心身の発育について支援する母子保健事業を紹介し、事業への参加を促す。乳幼児相談や各種教室など発達段階に応じた母子保健事業を開催し、保護者からの発達や育児に関する相談を受けるとともに発達についての理解を促す。	現状維持	こんにちは赤ちゃん訪問を実施し、早期から心身の発育について支援する母子保健事業を紹介し、事業への参加を促します。乳幼児相談や各種教室など発達段階に応じた母子保健事業を開催し、保護者からの発達や育児に関する相談を受けるとともに発達についての理解を促す機会とします。 ・こんにちは赤ちゃん訪問	こんにちは赤ちゃん訪問率	100	[100]	[100]	
		40	②発達に関する保護者等の理解の推進	こども未来課	研修や相談の機会を通して発達に課題をもつ子どもの保護者等が、子どもの発達について理解を深め必要な支援が受けられるよう取り組みます。	現状維持	関係部署スタッフや保護者等に対して発達に関する研修会やケース検討会を行います。	実施回数	4	[5]	[6]	
		40	②発達に関する保護者等の理解の推進	学校教育課	保育所(園)や幼稚園において、発達の課題に早期の段階で気づき、適切な支援につなげるために、こども発達支援センター等の関係機関と連携し、保育所(園)や幼稚園、学校訪問に取り組む。	現状維持	保育所(園)や幼稚園において早期の段階で発見し、保護者とともに適切な支援につなげるために、保育所(園)や幼稚園、学校訪問を実施します。	箇所数	49	[49]	[49]	

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考
									R3	～R5	～R8	
	(2) 障がい児保育の充実	41	①障がい児保育体制の推進	保育幼稚園課	早期に子どもの障がいや支援の必要な子どもに気づき、一人ひとりの障がいやニーズに応じた発達支援を各機関と連携しながら、全ての保育所(園)において障がい児保育を継続して取り組んでいきます。 また、支援に必要な保育士の配置が今後できるように保育士確保に努めていきます。	現状維持	子どもの障がいや支援の必要な子ども一人ひとりに応じた支援ができるよう、障がい児保育の理解と知識を深める研修を行います。	箇所数	28	[28]	[28]	
		41	②専門機関等との連携強化	こども未来課	児童発達支援センター等の専門職と一緒に保育所(園)・幼稚園等へ巡回訪問を行い、子どもの発達に応じた保育や支援が受けられるよう支援方法についてアドバイスを行います。	現状維持	個々の子どもの発達特性を把握した上で、保育・教育現場における支援内容の検討や実践を目指していくため、3歳児クラス巡回相談を実施します。	3歳児クラス巡回相談回数	12	[14]	[16]	指標変更
3 学齢期の子どもへの教育・療育の推進	(1) 共生教育を基本とした特別支援教育の充実	42	①就学指導の充実	学校教育課	専門医など関係機関と連携し、就学時の支援状況を把握するとともに情報を共有し、一人ひとりのニーズに応じた適切な支援につながる就学指導に取り組む。	現状維持	関係機関と連携し、就学時の支援状況を把握するとともに情報を共有し、適切な支援につなげます。	回数	5	[5]	[5]	
		42	②地域の学校での特別支援教育の充実	学校教育課	一人ひとりのニーズに対応し、特別な支援が必要な児童生徒に対して合理的配慮が適切に行えるよう、必要に応じて教育支援員等の配置に取り組む。	現状維持	一人ひとりのニーズに対応できるよう、個別の教育支援計画に基づき、特別支援コーディネーターが中心となって特別支援教育を推進するとともに、必要に応じて教育支援員等の配置に努めます。	人数	54	[56]	[60]	
		42	②地域の学校での特別支援教育の充実	学校教育課	障がいのある子どもへの教育を充実させるために、一人一台タブレット等のICT機器を活用し、子どものニーズに応じた特別支援教育を進めます。	拡大	障がいのある子どもへの教育を充実させるために、一人一台タブレット等のICT機器を活用し、子どものニーズに応じた特別支援教育に取り組みます。	箇所数	29	[29]	[29]	新規
		42	③特別支援学校や専門機関等との連携強化	学校教育課	共生教育の推進には、教職員の知識やスキルの更なる向上が不可欠であるので、研修会や教育相談、事例検討会等において、一人ひとりの適切な支援につなげられるよう、関係機関等と連携して取り組む。	現状維持	教育相談や事例検討会等において、一人ひとりの適切な支援へつなげるため、関係機関と連携し取り組みます。	回数	29	[29]	[29]	
	(2) 放課後や長期休業中の活動の場の確保	44	①放課後児童クラブにおける受入れの推進	こども未来課	あらゆる児童がそのニーズに応じて放課後児童クラブを利用することができるよう支援員の加配を実施し、放課後や長期休業中の活動の場を確保していきます。	現状維持	障がいのある児童について、ニーズに応じた受け入れができるように、放課後児童クラブに加配の支援員をおきます。	箇所数	19	[19]	[19]	
		44	②放課後等デイサービス等障害福祉サービスの充実	障がい福祉課	共働きやひとり親家庭が増える中、多様なニーズを持った児童等の放課後や長期休暇中の居場所である日中一時支援事業等のサービスの充実に努める。	現状維持	障がいのある児童の放課後等デイサービスを実施し、放課後や長期休業中の活動の場を確保します。	利用者数/月	150	[160]	[175]	
4 就労支援の推進	(1) 就労支援ネットワークの強化	45	①就労支援ネットワークの強化	障がい福祉課 商工労働課	ハローワーク、就労支援施設、相談支援事業所、特別支援学校等の関係機関の連携・協力を促し、就労支援ネットワークを強化する。	現状維持	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会を開催し、各関係機関によるネットワークを強化するための協議を行い、障がいのある人の一般就労を支援します。	回数	15	45	90	
		45	②包括的な相談支援とコーディネートの充実	障がい福祉課	就労事業所と各相談機関が情報共有し連携を強化できる場を設け、それぞれの特性に応じたより適切な支援やコーディネートが実現するよう推進する。	現状維持	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会を開催し、障がいのある人の就労に関する相談支援とコーディネートの充実を図るため、各関係機関との連携を強化します。	回数	15	45	90	
	(2) 企業等における障がい	46	①企業等への啓発	障がい福祉課	障がいのある人の経済的自立だけでなく、自己実現の場として、継続的に働けるよう一般企業に対し、障がい特性などの理解を深めるための啓発に取り組む。	現状維持	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、企業に対し障がい者雇用に関する研修会を開催し、障がい者雇用のための啓発を行います。	参加事業所数	35	[37]	[40]	
		46	①企業等への啓発	商工労働課	障がい者雇用の促進のため、助成制度の情報提供や障がい者差別解消法等に関する啓発を行います。	現状維持	人権啓発企業・事業所訪問の際や伊賀市人権学習企業等連絡会会員企業に対し、障がい者雇用の促進のための啓発を行います。	件数	211	633	1,266	
		46	②障がい者雇用を行う企業等に対する支援	商工労働課	障がい者雇用の促進のため、企業等の現状やニーズを把握し、情報提供を行います。	現状維持	人権啓発企業・事業所訪問の際や伊賀市人権学習企業等連絡会会員企業に対し、障がい者雇用について説明するとともに助成制度等の案内チラシを配布し、情報提供を行います。	件数	211	633	1,266	

目標Ⅱ 生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考	
									R3	～R5	～R8		
	障害者雇用の推進	46	③行政機関での障がい者雇用の推進	人事課	伊賀市障がい者活躍推進計画に基づき、積極的に採用に取り組むとともに、障がいのある職員が安心して働ける環境づくり等を通じて職場定着を図ります。	現状維持	6月1日時点における法定雇用率を達成するため計画的な採用に努めるとともに、不本意な離職者を極力生じさせないよう、人事記録を基に前年度採用者の定着状況の把握・進捗管理を行います。	雇用率	2.6	[2.6]	[2.6]		
		46	④就労に向けた訓練等の充実	障がい福祉課	就労支援事業において、就労のための訓練に取り組み、本人の特性に応じた就労等へつなげるための支援を行う。	現状維持	一般就労を希望する人のために、就労に必要な訓練を行う就労移行支援を行います。	利用者数／月	35	[42]	[45]		
		46	④就労に向けた訓練等の充実	商工労働課	広報誌やホームページにおいて、情報提供や周知を図る。	現状維持	広報、ホームページにおいて、県施策など就労に向けた職業訓練などの情報を提供します。	回数	1	3	6		
		46	⑤職場定着のための支援	障がい福祉課	職業定着のための障害福祉サービスでの就労定着支援事業や雇用する企業に対し、障がいのある人が働きやすい職場づくりを推進するための支援をする。	現状維持	一般就労につながった人に対し、就労定着支援を行い就労の継続につなげます。	利用者数／月	10	[16]	[19]		
		46	⑤職場定着のための支援	商工労働課	課題等を把握し、関係機関と連携しながら職場定着のための支援策を検討する。	現状維持	人権啓発企業・事業所訪問の際や伊賀市人権学習企業等連絡会会員企業に対し、障がい者の職場定着のための啓発を行います。	件数	211	633	1,266		
	(3) 福祉的就労の充実	48	①就労系サービス等の充実	障がい福祉課	一般就労は難しいものの、働く意欲のある障がいのある人が利用できるよう就労継続支援サービスの充実と啓発に取り組む。	現状維持	一般企業での就労が困難な人に働く場を提供する就労継続支援を行います。	利用者数／月	299	[311]	[326]		
		48	②就労事業への支援	障がい福祉課	就労継続支援事業所に対し、作業種類の拡大も含めた事業内容の充実や経営改善など障がいのある人が働く力を十分発揮できる環境づくりを通じ、賃金(工賃)向上に向けた支援を行う。	現状維持	伊賀圏域障がい福祉連絡協議会就労部会において、就労継続支援事業所の作業確保や工賃向上について検討します。	回数	6	18	36		
		48	③優先調達への推進	障がい福祉課	行政のみに留まらず、民需への展開につなげるためにも、障害者就労施設等が受注できる業務内容や障害者優先調達法そのものへの理解を一層広げる。	現状維持	市政運営会議等を活用し、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入の調達目標達成に向けて取り組みます。	実績額(千円)	1900	[2100]	[2300]		
	5 社会参加活動の推進	(1) 生涯学習等への推進	49	①参加しやすい生涯学習等の推進	生涯学習課	市民一人ひとりが積極的に生きがいを求め、豊かな人生が送れるようあらゆる年齢層に応じた学習の機会や場の提供に努め生涯学習等を推進します。また、ヒアリンググループの設置を行うなど誰もが参加しやすい講座、教室等の開催に努めます。	現状維持	上野公民館講座として実施します悠々セミナーの開催時に、ヒアリンググループを設置して、市民が参加しやすい講座開催に努めるとともに、設置の案内を広報や市ホームページ、チラシ等に掲載し、広く周知を図ります。	回数	8	24	48	
			49	①参加しやすい生涯学習等の推進	スポーツ振興課	誰もが安心・安全にスポーツに親しめる環境の整備や、誰もが参加しやすい事業の企画と新たなユニバーサルスポーツの普及に取り組みます。	現状維持	誰もが気軽にスポーツに親しんでいただけるよう、障がいのある有無に関わらず楽しめる競技の普及に努めます。	参加者数	50	[60]	[70]	
(2) 当事者活動の充実		49	①障がいのある人自身による主体的な活動への支援	障がい福祉課	スポーツや文化など様々な機会に親しむことができるよう、障がいのある人が主体的に参加できる生涯学習等の場や発表の機会の確保と充実に努める。	現状維持	障がいのある人が主体的に社会参加活動に取り組めるよう支援するため、障がい者団体の活動に対する助成を行います。	延参加者数	150	900	2250		
		49	①障がいのある人自身による主体的な活動への支援	文化交流課	障がいのある人が文化芸術活動の促進によって個性や能力が発揮できるよう、創造機会の拡大や発表機会の確保、活動を通じた交流促進に努めます。	拡大	障害者支援施設を中心に情報提供を行い、伊賀市民美術展覧会「市展いが」、伊賀市民文化祭、本庁舎ミニギャラリーなど発表の場への出展を促します。	出展数	3	[5]	[8]	新規	
		49	②交流・学習の場の充実	障がい福祉課	障がいのある人が社会の一員として地域での役割を持って生活していくため、福祉関係者等の協力を得ながら地域の清掃や自治活動など様々なボランティア活動に関する情報の提供に取り組む。	現状維持	障がいのある人が地域で役割を持って生活していくため、地域の清掃や交流会など自治活動への関わりを促進します。	件数	24	72	144	指標変更	

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考	
									R3	～R5	～R8		
1 市民の理解と協働の推進	(1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進	50	①障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発・教育	障がい福祉課	様々な年代に届くよう方法を工夫しながら、積極的な広報・啓発活動を行い、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を共有する。	現状維持	障害者週間の街頭啓発やイベント開催時に、啓発チラシ等の配布や、展示スペースを活用して、広く市民への周知・啓発を図ります。	配布数	1,500	4,500	9,000		
		50	①障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発・教育	人権政策課	人権問題地区別懇談会をはじめあらゆる機会を通して、市民・児童生徒・保護者等へ「障害者差別解消法」の周知とともに、障がい者差別ガイドラインの周知を図る。 さらに、市内障がい者団体と連携して、市民への発信(交流)の場を設定し、理解と認識の啓発に取り組む。	現状維持	障がいのある人の人権に関する理解と認識を深めるため、広報いがやホームページのほか人権の集いなどさまざまな機会を通して積極的に発信していきます。 ・障がいのある人の人権に関わる発信回数(広報いが・講演会・パネル展示等)	回数	7	[8]	[9]		
		51	②障がいを理由とする差別の解消の推進	障がい福祉課	障がいのある人に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害から救済を図るため相談、紛争解決等の体制を整えるとともに障害者差別解消法を広く市民に周知する。	現状維持	障がいのある人からの相談等の情報を共有する場を設け、解決に向けた取り組みを行います。	回数	1	[1]	[1]		
		51	②障がいを理由とする差別の解消の推進	人権政策課	人権問題地区別懇談会をはじめあらゆる機会を通して、市民・児童生徒・保護者等へ「障害者差別解消法」の周知とともに、障がい者差別ガイドラインの周知を図る。 さらに、市内障がい者団体と連携して、市民への発信(交流)の場を設定し、理解と認識の啓発に取り組む。	現状維持	障害者差別解消法の理念にのっとり、障害を理由とする差別の解消のため、講演会や地区懇談会・研修会等で積極的に呼びかけ啓発します。 ・障がい者の人権に関わるイベント及び人権問題地区別懇談会の開催回数 当事者が傷つく言動について市民に理解してもらうために、当事者への聞き取りを通して策定した「障がい者差別ガイドライン」を、ホームページ等を通して市民に周知するとともに、人権資料として活用します。	回数	15	[20]	[25]		
		51	③学校での交流や体験学習の推進	保育幼稚園課	学校教育課や小学校等と連携し、交流や体験学習等の取り組みを通して障がいや子どもの個性について理解し就学することで、学校での生活を子どもも保護者も安心して送れるようにしていきます。共に生活や学びをしていく中で何が必要であるのか考えながら、なかまづくりを進めます。	現状維持	学校教育課や小学校と連携し、個々の特性を理解しながら交流会や、体験学習を行い障がいについて理解したり、共に過ごすことの楽しさを感じられるようにします。	箇所	14	[14]	[14]		
		51	③学校での交流や体験学習の推進	学校教育課	特別支援学校や障がい者支援団体等と協働しながら、障がい者とともに活動する交流や体験学習等の推進に取り組む。	現状維持	障がい者支援団体や住民自治協議会等と協働しながら、障がい者とともに活動する交流や体験学習等の取組を推進します。	箇所数	29	[29]	[29]		
		51	④地域での福祉教育や交流・体験学習等の推進	障がい福祉課	地域住民の障がい理解を深めるために、福祉事業者や住民自治協議会等と協働し、障がいのある人やその支援者、地域住民との交流や体験学習等に取り組む。	現状維持	各種イベント開催時において、障がいのある人と地域住民が交流できる場を提供します。	参加者数	150	450	900		
	推進(2) 障がいのある福祉活動人の	52	①ボランティア等の養成と活動への支援	障がい福祉課	専門職の伴走により、地域づくりのコーディネート機能を構築し、自律的に継続できるような支援また、講習修了生やボランティア等の活動の機会を提供する。	現状維持	地域においても活動できる人材育成のため、各種養成講座を開催します。	参加者数	10	[15]	[20]		
		52	②身近な地域での助け合い活動の推進	障がい福祉課	地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における交流や多様な活躍の機会を生み出し助け合える関係性を広げるための支援を行う。	現状維持	障がい者相談員や民生委員等の地域での助け合い活動を推進するための研修等を開催します。	回数	10	30	60		
		52	②身近な地域での助け合い活動の推進	医療福祉政策課	地域福祉ネットワーク会議を核に、地域における支え合いの基盤を形成する。そのために、地域福祉ネットワーク会議間の連携の強化を図ります。	現状維持	地域福祉ネットワーク会議間の相互連携や情報交換を図るために連絡会を定期的で開催し、情報共有を図りプラットフォーム形成に取り組めます。	開催状況	1	3	6	指標変更	
	2 快適なまちづくり	(1) ユニバーサル	54	①ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進	障がい福祉課	生活のあらゆる場で障がいのある人に配慮した施設やサービス、情報、制度等の利用のしやすさの向上を推進する。	現状維持	障害者週間の街頭啓発の際に、障害者差別解消法に関する啓発チラシを配布し、障がいのあるなしにかかわらず共生できる社会に向け啓発を行います。	配布数	1,500	4,500	9,000	
			54	①ユニバーサルデザインの普及・啓発の推進	医療福祉政策課	市職員並びに社会福祉法人の職員を対象にユニバーサルデザイン研修会を開催する他、引き続きユニバーサルデザインチェックシートも実施し、ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発に努めます。	現状維持	ユニバーサルデザイン庁内推進委員会を活用し、市職員の理解度を上げるだけでなく、市民へユニバーサルデザインの理念を広めていくための取り組みを検討します。	開催状況	1	3	6	

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考
									R3	～R5	～R8	
りの推進	ルデザインのまちづくりの推進	54	②情報のユニバーサルデザイン化の推進	障がい福祉課	障がいのある人それぞれに、必要な情報が正しく充分に届くよう、新たな手段も検討しながら情報提供の工夫に取り組む。	現状維持	窓口で円滑なコミュニケーションが図れるよう、簡易筆談器等を設置するとともに、公的機関や病院等で手話によるコミュニケーションが取れる仕組みを作り、手話通訳者の配置を行います。	設置手話通訳者数	1	[1]	[1]	
		54	②情報のユニバーサルデザイン化の推進	市民生活課	言語や文化の違いに配慮した情報の提供を行います。	拡大	行政情報を翻訳し、多言語情報紙やSNSで情報発信します。	回数	48	[48]	[48]	新規
		55	③ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進	障がい福祉課	「命の大切さ」等に関する理解の促進や、社会全体における「心のユニバーサルデザイン」の考えを推進するための啓発を行う。	現状維持	障がい特性を知り理解を深めるため、職員を対象にした障がい特性についての研修会を開催します。	延参加者数	100	330	750	
		55	③ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進	障がい福祉課	市主催の講演会や各種イベントなどにおいて、障がいのある人も気持ちよく参加できるような情報保障に努める。	現状維持	市などが主催する講演会や研修会に手話通訳者及び要約筆記奉仕員の派遣を行います。	回数	45	[50]	[55]	
		55	③ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進	医療福祉政策課	ユニバーサルデザイン庁内推進委員会を活用し、庁内の情報共有に努めます。	現状維持	ユニバーサルデザイン庁内推進委員会を活用し、各課の実務がユニバーサルデザインの理念に基づいた事業となるよう、検討を行います。	開催状況	1	3	6	
		55	③ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進	広聴広報課	わかりやすい広報紙や行政情報番組を作成します。	現状維持	わかりやすい広報紙や行政情報番組を作成します。	回数	広報紙 12 行政情報番組 53	[広報紙 12 行政情報番組 53]	[広報紙 12 行政情報番組 53]	
(2) 移動に関する支援		56	①安定的で持続可能な交通サービスの提供	交通政策課	全ての人が安全・安心に移動できる持続可能な交通サービスが提供できる交通体系の構築を目指します。	現状維持	2021年3月策定の「伊賀市地域公共交通計画」に基づき、各種事業を実施します。実施主体は、伊賀市・公共交通事業者・企業等関係団体・市民・地域です。計画期間は2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間です。 【令和3年度事業】 ・廃止代替バス路線の見直しに係る地域の実情に応じた交通手段の検討を開始 ・乗り継ぎしやすいダイヤ設定と周知 ・分かりやすい情報発信と情報活用の実施（バス情報フォーマットデータを活用したマップの利用等）	各事業の進捗	100	[100]	[100]	
		56	②福祉有償運送の充実	介護高齢福祉課	福祉有償運送事業者がサービスを安定的に提供できるよう支援を行います。	現状維持	福祉有償運送の実施法人が運行を継続できるよう、引き続き運営に要した経費の一部を助成することで、移動に制約のある高齢者等を支援します。	回数	15,000	[16,000]	[17,000]	
		56	③移動支援のためのサービスの充実	障がい福祉課	障がいのある人の社会参加等のため、移動の利便性の向上と福祉の増進を図るために必要な移動支援事業を充足させ、支援を行う事業所等と連携し、支援者の確保に努める。	現状維持	障がいのある人の社会参加のための移動支援を行います。	利用者数	154	[164]	[179]	
(3) 地域共生社会の実現		57	①地域住民が主体的に取り組む地域づくり	障がい福祉課	地域住民が、「支える側」「支えられる側」という関係を超越して、一人ひとりが生きがいや役割を持ち助け合いながら暮らしていくことができる地域づくりを推進する。	拡大	障がいのあるなしにかかわらず皆がお互いに助け合いながら暮らすという意識を醸成するため、地域住民や学校関係との交流など地域活動への関わりを促進します。	回数	24	72	144	新規
		57	②地域での居場所づくり	障がい福祉課	複雑な手続きを経ることなく、誰もが自分の意志で気軽に立ち寄れる居場所であり、様々な人と交流したり活動に参加したりできる場となる環境づくりに取り組む。	拡大	障がいのある人も含め誰もが気軽に集まり交流できる場につながるよう、地域住民や学校関係との交流など地域活動への関わりを促進します。	回数	24	72	144	新規
		57	②地域での居場所づくり	生活支援課	障がいのあるなしにかかわらず、生活のしづらさや周囲の人とのかわりに不安を感じる人のため、地域での居場所を提供します。	拡大	定期的な開催のほか、オンライン開催や出張開催など新しい生活様式にも対応したさまざまなかたちで居場所を提供します。	回数	45	150	345	新規
3 安全・安心な	(1) 防災、緊	58	①防災に関する意識づくりの推進	総合危機管理課	第3次計画に引き続き実施。	現状維持	出前講座として、「防災講話」などに出向き、住民の防災意識の向上に努めます。	回数	65	[67]	[70]	
		58	②災害時の支援体制づくりの推進	総合危機管理課	第3次計画に引き続き実施。	現状維持	災害時に高齢者や障がいのある人などが、安心して避難できるような地域支援体制を目指し、出前講座を通じた地域への防災啓発に取り組みます。	回数	65	[67]	[70]	

目標Ⅲ だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる

基本方針	基本計画	計画ページ	施策	事業実施課	第4次計画の方針	方向性	R3年度事業予定	指標	目標値 ※[]は単年度目標値			備考
									R3	～R5	～R8	
まちづくりの推進	急時の支援の充実	58	③障がい者に配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進	障がい福祉課	様々な障がい者に配慮した避難所を確保し、支援体制を整える。また、非常災害時には、情報弱者である障がいのある人すべてに必要な情報を伝達できる仕組みをつくる。	現状維持	災害の際に避難所へ配置された職員が、障がいの特性に応じた支援ができるように、職員を対象にした障がいに関する研修会を開催します。	延参加者数	100	330	750	
		58	③障がい者に配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進	総合危機管理課	第3次計画に引き続き実施。	現状維持	地域主体の避難所運営ができるように、地域において研修会や図上訓練等防災取組を行い、障がい者への適切な配慮ができる避難所運営を行うための環境づくりの推進を図ります。	地域数	1	[1]	[1]	
	(2) 防犯に関する支援	61	①防犯に関する意識づくりの推進	障がい福祉課	警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、障がいのある人の犯罪被害の防止と早期発見に努める。	拡大	ケース会議等において、関係機関と連携し、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。	回数	5	[5]	[5]	新規
		61	①防犯に関する意識づくりの推進	総合危機管理課	第3次計画を防災と防犯に分ける。指標や事業内容は同じ。	現状維持	防犯に関する情報を加入登録していただいた住民に提供するために「あんしん防災ねっと」の加入促進に努めます。	加入者数	4,700	4,800	4,950	
		61	②防犯に関する支援	障がい福祉課	犯罪被害等にあつた際に聴覚・言語機能障がい者が何時でもどこからでも、ファックスやメール等による110番通報などの緊急通報が円滑にできるシステムを充実する。	拡大	警察が実施するウェブ110番、ファックス110番等の周知を図るとともに、聴覚や発話の障がいにより音声での通報が困難な人が、スマートフォン等を使って音声によらず通報できるNET119緊急通報システムを周知します。	回数	1	3	6	新規
		61	②防犯に関する支援	障がい福祉課	福祉施設等において、障がいのある人が安心して生活できるように、防犯に係る安全確保のための施設整備や職員の対応に関する点検等の取り組みを促進する。	拡大	福祉施設等において、防犯体制の整備に向けた周知及び啓発を行います。	回数	1	3	6	新規